

1 高等学校等就学支援金制度（国の制度）

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する制度です。
全員オンライン申請システム（e-Shien）での申請が必要です。（令和9年度以降申請時はマイナンバーの登録を要する予定）

○対象となる生徒 日本国籍の生徒、日本に定住が見込まれる外国籍生徒（特別永住者、永住者等）
【世帯年収の制限なし】（所得の審査はありません。）

○支給額 授業料：年額457,200円（月額38,100円）

2 授業料等軽減補助金制度（広島県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料や入学時納入金を軽減する制度です。
対象となる場合、別途申請（保護者全員の課税証明書等）が必要です。（上記**1**の申請も必要です。）

○対象となる世帯 生活保護受給世帯、年収約350万円未満（目安）の世帯

○支給額 授業料：年額22,800円（月額1,900円）
入学時納付金：180,000円（入学年度4月認定者のみ）

※就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当（相殺）されます。
生徒に直接お渡しするものではありませんので、ご注意ください。返済は不要です。

※上記**1**、**2**の制度により、次の表のとおり支給（軽減）されます。

対象となる生徒	世帯年収（目安） 〔算定基準額 ※ の 保護者全員の合計額〕	授業料 年額480,000円（月額40,000円）			2 入学時納付金 支給（軽減）額
		1 就学支援金	2 授業料等軽減	実質授業料	
○日本国籍の生徒 ○日本に定住が見込まれる外国籍の生徒 （特別永住者、永住者等）	生活保護受給世帯	年額 457,200円 （月額38,100円）	年額 22,800円 （月額1,900円）	0円	180,000円 （入学年度4月認定者のみ）
	0円（非課税） ～約350万円未満 〔 51,300円未満 〕				
	約350万円以上 〔 51,300円以上 〕		—	年額 22,800円 （月額1,900円）	—
○日本に定住が見込まれない外国籍の生徒	世帯年収等に応じて支援を受けられる場合があります。				

世帯年収は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯をモデルとした場合の目安です。

※ 算定基準額：（市町村民税の課税標準額）×6%－（市町村民税の調整控除の額）
政令指定都市（広島市等）の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。
（市町村民税の課税所得額（課税標準額）、調整控除額は、マイナポータル等で確認できます。）

3 授業料以外の教育費支援制度【返済不要】

○奨学のための給付金

教科書費や学用品費等の支援を目的とした給付金です。世帯の収入状況に応じて支給されます。

年収目安	住民税所得割額（保護者全員の合計額）	支給額
生活保護（生業扶助）受給世帯	—	52,600円
270万円未満	非課税	152,000円
270万円以上380万円未満	105,500円未満	50,670円
380万円以上490万円未満	105,500円以上182,500円未満	38,000円

○広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金

高等学校等の授業で使用する生徒用コンピュータの費用の一部を給付する制度です。

年収目安	住民税所得割額（保護者全員の合計額）	支給額
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯は対象外）	—	25,600円
270万円未満	非課税	

令和9年度の詳細、手続きにつきましては、各制度の申請時期にお知らせします。

上記の内容は令和8年度の制度ですので、今後変更になる場合があります。

詳しくは本校事務室にお問い合わせください。